

2. 市役所以外での手続き

確認	手続きするもの	内 容
	市税等の振替口座の変更について	各種税金の振替口座の名義人が亡くなったときは、金融機関にて手続きが必要です。 【登録されている科目】 本人：固定(個人)・固定(共有)・介護・後期・国保・軽自・市県民税 世帯員：固定(個人)・固定(共有)・介護・後期・国保・軽自・市県民税
	軽自動車・普通自動車の 廃車又は名義変更	所有者が亡くなったときは、廃車または名義変更の手続きが必要です。詳細は担当窓口までお問い合わせください。 ○三輪・四輪の軽自動車、被けん引車 ・・・軽自動車検査協会(☎050-3816-1835) ○二輪小型自動車(250cc超)、軽二輪(126~250cc以下)、白地ナンバーの農耕作業用自動車、普通自動車 ・・・山形運輸支局(☎023-686-4711) 【標識番号： 車種： 】
	水道の所有者・所有者変更届 (尾花沢・福原地区)	使用者・所有者が亡くなったときは、名義変更の手続きが必要です。詳細は担当窓口までお問い合わせください。 ○尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 水道課(☎0237-23-2161) ※印鑑が必要です。
	相続登記について	詳細は担当窓口までお問い合わせください。【予約制です】 ○山形地方法務局村山出張所(☎0237-53-2812)
	相続税について	詳細は担当窓口までお問い合わせください。 ○村山税務署(☎0237-53-2151)
	運転免許証の返却	詳細は担当窓口までお問い合わせください。 ○山形県総合交通安全センター (県警察本部運転免許課 ☎023-655-2150)
	軍人恩給年金	詳細は担当窓口までお問い合わせください。 ○総務省 恩給局(☎03-5273-1400) 〒162-8022 東京都新宿区若松町9-1 ※電話時に恩給証書(記号番号)が必要です。

※その他、「電気」、「ガス」、「電話」、「NHK受信料」、「銀行口座の変更」などの手続きもあります。

市民税務課からのお知らせ

亡くなられた方の名義で、税や保険料の通知書(納付や還付、その他
お手続きのご案内)をお送りすることがあります。

お手元に届きましたら、必ずご開封のうえ、記載内容をご確認ください。